

第一種電気工事士免状の交付申請に必要な「実務経験証明書」の書き方

第一種電気工事士免状の交付を受けるためには、3年（例外的に5年）以上の電気工事に係る実務経験が必要です。たとえ試験に合格しても、実務経験証明の審査に通らなければ、免状の交付を受けられません。（試験合格は一生有効ですので、申請時まで試験結果通知書を大切に保管してください。）

この手引に従い、法令に定められた実務経験の条件を全て満たしているかどうかを確認し、満たしている場合には、例文等を参考にして、記載内容に不備のない実務経験証明書を作成してください。

1 この手引の使い方

- (1) まず最初に、2・3により実務経験に算入される工事とされない工事を確認してください。
- (2) 4の流れ図により、あなたの実務経験になる工事期間を確認します。電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合はA、自社等の自家用電気工作物の保守管理等を行っている場合はBの流れ図を使用してください。
- (3) 一般用電気工事、事業用電気工事（自家用電気工事、電気事業用電気工事）のうち従事したものについて、それぞれ実務経験になるかどうかを、流れ図に沿って確認してください。
- (4) 6の注意事項もよくお読みの上で、4により実務経験になるとされた期間を5により整理し、通算期間が法定期間（原則3年、例外5年）*に達しているかどうか確認してください。
- (5) 実務経験になるとされた期間について、4の流れ図を確認の上、実務経験証明書①を記載する場合は該当箇所を記入してください。実務経験証明書②を記載する場合は、それぞれ指定された7の例文の中から最も近いものを選び、その例文に加筆してあなたの実務経験についての記述を作成してください。
- (6) 実務経験書①を記載する場合は8の記載例1を参考にして記入してください。実務経験証明書②を記載する場合は、8の記載例2、3を参考にしながら、(5)で作成したあなた自身の実務経験についての記述を使って、あなただけの実務経験証明書を作成してください。
- (7) 記載例等を、ほぼそのまま転記しただけと認められる実務経験証明は、有効なものとは認められないのはもちろん、不正交付を受けるために偽りの内容の証明書を作成したものとみなされることがありますので、**記載例等をそのまま転記することは絶対にしないでください。**

2 実務経験に算入される工事と必要年数

次の3つのうちから該当するものを一つ選び、□にチェックしてください。

（該当にチェック）

- ☐ **第一種電気工事士試験合格の場合**
 ※自ら行う電気に関する工事。（注1）但し、3に記載された実務経験にならない工事は除く。
 ※**3年以上**の実務経験が必要。（大学又は高等専門学校（短大を含む）において、法に定める電気工学に関する課程の単位をすべて取得し卒業した場合は、卒業証明書及び単位取得証明書の添付要。単位が必要な電気工学の課程については注2参照）
 ※実務経験は、第一種電気工事士試験合格の前後を問わない。
- ☐ **電気主任技術者免状所有者（旧電気事業主任技術者）の認定の場合**
 ※電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安の監督及び自ら行う電気工作物の工事、維持又は運用
 ※**5年以上**の実務経験が必要（例外なし）
 ※実務経験は、免状等資格取得後の期間に限る。
- ☐ **高圧電気工事技術者試験合格者（電気工事技術者検定合格証書「検定区分高圧」所有者）の認定の場合**
 ※自ら行う電気に関する工事。（注1）但し、3に記載された実務経験にならない工事は除く。
 ※**3年以上**の実務経験が必要。
 ※実務経験は免状等資格所得後の期間のみに限る。

(A・B共通)

- (注1) 電気工作物に該当する電氣的設備を設置し、又は変更する工事。但し、自ら施工する当該工事に伴う設計及び検査を含み、キュービクル、変圧器等の据付けに伴う土木工事及び電気機器の製造を除く。また、経済産業大臣指定養成施設において、教員として担当する実習も実務経験となる。
- (注2) 電気理論、電気計測、電気機器、電気材料、送配電、製図（配線図を含むものに限る。）及び電気法規。
- なお、コース制等により上記の課程に該当する単位が判別できない場合には、電検用の単位取得証明書を提出してください。

3 実務経験にならない工事

- (1) 電気工事士免状がなくともできる工事
- ア 電気工事士法施行令第1条に規定される軽微な工事
- イ 電気工事士法施行規則第2条に規定される軽微な作業
- (2) 特殊電気工事
- ア ネオン工事
- イ 非常用予備発電装置工事
- (3) 電圧5万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事
- (4) 保安通信設備に係る工事
- (5) 法令違反の工事
- ア 電気工事士免状交付日以前に行った一般用電気工事
- イ 平成2年9月1日以降の最大電力 500kW未満の自家用電気工事（但し、認定電気工事従事者認定証の交付を受けて行った電線路以外の600V以下の工事を除く。）
- ウ 登録電気工事業者登録又は建設業許可を受けずに行った電気工事業に係る一般用電気工事（電気工事士が家庭用電気製品の販売に付随して行う工事については例外がある―注3）
- エ 最大電力 500kW以上の自家用電気工事のうち、電気主任技術者免状の交付を受けていない者が主任技術者の監督を受けずに行った工事
- オ 第2種又は第3種電気主任技術者が電気事業法施行規則第65条の上限電圧を超えた電気工作物について行った保安の監督及び工事
- (6) 通常の態様から勘案して、件数（及び従事期間）が著しく少ないため、その期間を有効な実務経験と認められないと判断される場合の工事（注4）
- (注3) 家電製品販売店等において、電圧200V未満で使用する家庭用電気機械器具の販売に付随して行う工事のみを行った場合で証明可能なものは実務経験となる。但し、幹線に係る工事、分岐岐路の増設工事、分岐回路に設置されている分岐過電流保護機の容量変更を伴う工事、屋側又は屋内配線に係る工事等は除く。また、他店で購入した機器に係る工事や販売当初に施工する工事でないものは除く。
- (注4) 電気事業用電気工事及び最大電力（＝契約電力） 500kW以上の自家用電気工事については、1件の工事であっても工期が長期間にわたる場合があり、件数からは判断できないため、工事件数が少ない場合は、実務経験証明書に各工事ごとの工期も含めて列記する。

4 実務経験内容の確認

A（電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合）又はB（自社等の自家用電気工作物の保守管理等を行っている場合）のどちらか該当する場合について、それぞれ行っている電気工事の種類ごとに、次ページ以下の流れ図により実務経験に該当する期間を確認してください。

A 電気工事会社等に勤務して電気工事を行っている場合

自家用電気工事Q 1 最大電力 500kW以上の自家用電気工作物の工事に従事した

該当するものに〇 (自分が電気主任技術者の場合を含む)

YES → Q 2 電気主任技術者(第一種・第二種・第三種)の指導のもとで自ら工事した

NO → 実務経験とは認められない

YES → 工事に従事した期間が実務経験になる

〔 実務経験証明書①(職務の内容2)又は
実務経験証明書②(例文a)を記入 〕Q 3 登録電気工事業者(工事の種類が一般用及び自家用である場合に限る)又は通知電気工事業者(みなし業者を含む)に勤務

NO 実務経験とは認められない(注5)

YES [_____ 知事(大臣)登録(届出/通知)第 _____ 号]

Q 4 認定電気工事従事者認定証がある

NO

YES [_____ 年 _____ 月 _____ 日 付 _____ 経済産業局第 _____ 号]

Q 5 (電線路を除く)600V以下の工事を自ら行った

NO (実務経験とは認められない)

YES → 交付日以降が実務経験となる。
〔 実務経験証明書①(職務の内容3)又は
実務経験証明書②(例文b)を記入 〕
※3年に満たない場合Q6へQ 6 平成2年8月31日以前に電気主任技術者の指導のもとで自ら施工したYES → 当該期間が実務経験になる
〔 実務経験証明書②(例文c～e)を記入 〕

NO → 実務経験とは認められない

(注5) 建設業許可(建設業の種類は問わない)を受けていても、みなし業者の開始届をしていない場合は、至急届け出ること。その後、届出内容に問題ないことが確認された時点で建設業許可時に遡ってYESとして扱う。

一般用電気工事

Q 1 第二種電気工事士免状がある

N O → 実務経験とは認められない

YES [年 月 日交付 県第 号]

Q 2 登録電気工事業者又はみなし登録電気工事業者に勤務

N O → 実務経験とは認められない(注6)

YES [知事(大臣)登録(届出)第 号]

免状交付日以降の自ら工事を行った期間が実務経験になる

〔 実務経験証明書①(職務の内容1)又は
実務経験証明書②(例文f~h)を記入 〕

(注6) 建設業許可(建設業の種類は問わない)を受けていても、みなし業者の開始届出をしていない場合は、至急届け出ること。その後、届出内容に問題ないことが確認された時点で建設業許可時に遡ってYESとして扱う。

電気事業用電気工事

(発電所、変電所、送配電線等の電気工事)

Q 1 電気事業者の電気主任技術者の監督のもとで電気事業用電気工事を自ら行った

N O → 実務経験とは認められない

YES

Q 2 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した

YES → 実務経験とは認められない

N O → 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事以外の工事に従事した期間が実務経験になる

〔 実務経験証明書②(例文i~j)を記入 〕

[具体的工事内容及び工事期間を列記]

e x. ○○○発電所(受電電圧66kV 出力6fkW)増設に伴う電気工事
○○○-○○○間の送電線(1fV)架線工事

H4.7.1~H5.1.31
H5.3.1~H5.6.20

m e m o

B 自社等の自家用電気工作物等の保守管理等を行っている場合

自家用電気工作物

該当するものに〇 (自分が電気主任技術者の場合を含む)

Q 1 電気主任技術者(第一種・第二種・第三種)の指導のもとで最大電力が500kW以上の自家用電気工作物の工事を自ら行った

YES [最大電力 _____ kW] → 工事に従事した期間が実務経験になる
 N O → 実務経験証明書① (職務の内容 2) 又は
実務経験証明書② (例文 a) を記入

→ Q 2 電気主任技術者免状がある

N O → 実務経験証明書② (例文 b～c) を記入
 YES →

→ Q 3 工事、維持、運用の保安の監督をしてきた (2種・3種の場合は、法定電圧以下の電気工作物に限る)

YES → 交付日以降が実務経験となる
実務経験証明書② (例文 b～c) を記入
 N O →

→ Q 4 認定電気工事従事者認定証がある

N O → 実務経験証明書② (例文 b～c) を記入
 YES [_____ 年 _____ 月 _____ 日 付 _____ 経済産業局第 _____ 号]

→ Q 5 電気主任技術者の指導のもとで最大電力 500kW未満の自家用電気工作物に係る600V以下の工事のみを自ら行った

YES → 交付日以降が実務経験となる
実務経験証明書① (職務の内容 3) 又は
実務経験証明書② (例文 d) を記入
 ※ 5 年又は 3 年に満たない場合 Q 6 へ
 N O →

→ Q 6 平成 2 年 8 月 31 日以前に電気主任技術者の指導のもとで自ら工事した (自分が電気主任技術者の場合を含む)

YES → 当該期間が実務経験になる
実務経験証明書② (例文 e～g) を記入
 N O → 実務経験とは認められない

一般用電気工事

Q 1 社宅等、会社で保守管理する自社の一般用電気工作物の工事を自ら行った

→ N O → 実務経験とは認められない
→ Y E S

→ Q 2 第二種電気工事士免状がある

→ N O → 実務経験とは認められない
→ Y E S [____年 ____月 ____日交付 ____県第 ____号]

→ 免状交付日以降の工事に従事した期間が実務経験になる
〔 実務経験証明書①（職務の内容 1）又は
実務経験証明書②（例文 h～i）を記入 〕

電気事業用電気工事（発電所、変電所、送配電線等の電気工事）

（自分が電気主任技術者の場合を含む）

Q 1 電気事業者の職員として電気主任技術者の監督のもとで電気事業用電気工事を自ら行った

→ N O → 実務経験とは認められない
→ Y E S

→ Q 2 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る工事のみに従事した

→ Y E S → 実務経験とは認められない
→ N O → 電圧 5 万ボルト以上で使用する架空電線路に係る

工事以外の工事に従事した期間が実務経験になる
〔 実務経験証明書②（例文 j）を記入 〕

m e m o _____

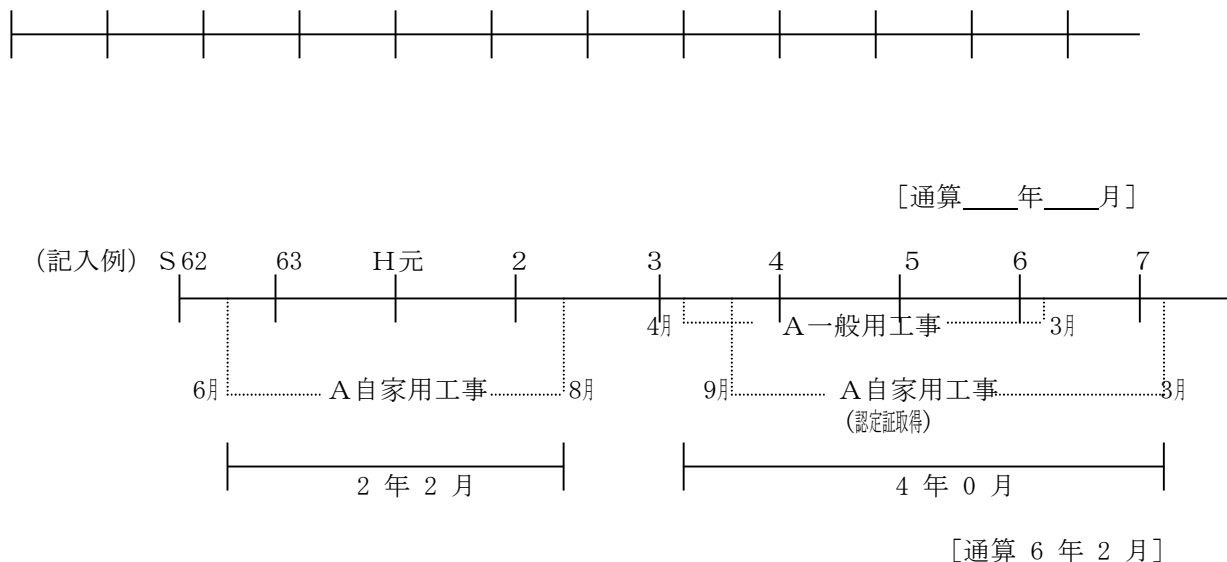
5 実務経験期間の通算

4の流れ図において実務経験になるとされたA又はBの各工事のうち、いずれか一つでも従事していた期間3年（例外5年）になることが必要です。

しかし、期間を単純に合計すると、同一時期に行った複数の種類の工事を別の期間としてカウントしてしまうため、同じ期間を重複してカウントしないように、次の線グラフを使って通算します。

記入例を参考にそれぞれの期間を記載し、始期と終期を把握してください。

(実務経験が複雑でない方は、使用する必要はありません。)



6 その他の注意事項

- (1) 実務に従事した年数の計算においては、実務に従事した期間を通算する。
電気工事の施工に関する職位に連続的に勤務していた場合及び所定の期間にわたって実務経験と認められる電気に関する工事を中心として作業実施していた場合は、当該期間全体を通算できる。
- (2) 通常の状態に照らして、工事件数が著しく少ない場合は、実務経験と認められない場合がある。
- (3) 一箇所の勤務先の実務経験では3年にならない場合には、二箇所以上の証明書がそれぞれ必要。
- (4) 証明者が法人の場合は、証明書に代表者印が押印されていることが必要。但し、委任状が提出されている場合には、委任された者の印でよい。

7 例 文

実務経験証明書②を記載する場合、4の流れ図で参照するものとして示された例文をもとに、各自の記述を作成してください。例文はあくまで参考とするためのものですので、単にそのまま書き写すことのないようにしてください。

[記述に欠かせないポイント]

①期間 ②電気工事の種類（自家用・一般用の別） ③従事した立場（作業員として、電気主任技術者として、主任技術者の監督のもとに） ④工事内容（新設工事、改修工事の別、屋内配線工事等の具体的な内容） ⑤工事件数 ⑥免状等の種類と取得日

(A) 専用

- a 左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、最大電力 500kW以上の自家用電気工作物の新設及び改修工事に作業員として従事し主として受電設備の設置、低圧配線工事を行った。工事件数は11件。
(主な工事) S63. 12. 3~H2. 8. 29 受電電圧6 kV、最大電力1200kWの〇〇〇生命〇〇ビル新築工事
H2. 10. 23~H3. 2. 20 受電電圧6 kV、最大電力1500kWの〇〇市役所第二庁舎新築工事
H3. 3. 23~H3. 11. 30 受電電圧6 kV、最大電力2000kWの〇〇化学(株)〇〇工場改築工事
H4. 2. 13~H5. 10. 31 受電電圧6 kV、最大電力900kW の〇〇商事(株)本社ビル新築工事
- b 平成元年12月27日認定電気工事従事者認定証取得。(中部経済産業局××××号)
左記の期間、自家用電気工作物の低圧電気工事のみに従事。工事内容については、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧屋内配線の移設、低圧電動機への配線の取付け等に従事した。実施回数は45件。
- c 左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、自家用電気工作物の新設及び改修工事に作業員として従事し、主にキュービクル等の受電設備の設置工事、分岐回路の増設、コンセント、照明器具の取付け等の低圧配線工事を行った。工事件数は21件。
- d 昭和54年11月26日 高圧電気工事技術者試験合格。
左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、自家用電気工作物の低圧屋内配線工事、分岐配線工事、分電盤・照明器具・低圧電動機等の据付工事等に従事した。工事件数は35件。
- e 左記の期間、自家用電気工作物の新設工事15件について、設計・施工管理等を行ったほか、電気主任技術者の指導のもとで、作業員として受電設備及び負荷設備の設置、受電用ケーブルの布設等の工事全般に従事した。
- f 平成元年11月 8 日 第二種電気工事士免状取得(静岡県第××××号)
左記の期間中、主任電気工事士の指導監督のもとに、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事 8 8 件に作業員として従事し、主に引込線の新設、屋内配線工事、配線器具の取付け等を行った。(平成 7 年 2 月10日 第一種電気工事士試験合格)
- g 昭和60年 9 月25日 旧電気工事士免状取得(東京都第××××号)
左記の期間、一般用電気工作物の新設及び改修工事について主任電気工事士として作業を指揮監督するとともに、自ら作業員として電気工事に従事した。工事内容は、幹線工事、屋内配線工事、照明器具・コンセント等の取付工事など約 200件。
- h また、左記の期間中、当社営業課が販売した家庭用電気機器(使用電圧100V)の納入時に、据付工事とそれに伴う分岐回路の移設工事、コンセント回路の延長工事、コンセントの増設工事等を行った。工事件数は約50件。
- i 左記の期間、中部電力(株)の委託工事会社として、中部電力(株)の主任技術者の指導監督のもとで、発・変電所の新設、増設工事及び設備改修工事等10件に作業員として従事した。
主な工事は次のとおり。
H5. 2. 8~H7. 12. 26 〇〇電力(株)△△変電所新設に伴う電気設備の配線工事全般
(受電電圧66kV 出力6fkW)
- j 左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事に中部電力(株)の主任技術者の監督のもとで作業員として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・付替工事を行った。工事件数は約80件。

- a 昭和60年3月18日 第三種電気主任技術者免状取得。
左記の期間、最大電力500kW以上の自家用電気工作物の新設工事4件に、現場代理人として従事し、作業者の指揮監督、受電設備、負荷設備全般の施工監督を実施した。
(内容) S62. 12. 3~63. 8. 29 受電電圧6kV、最大電力1200kWの〇〇〇生命〇〇ビル新築工事
S63. 10. 23~H2. 3. 9 受電電圧6kV、最大電力1500kWの〇〇市役所第二庁舎新築工事
H2. 4. 23~H3. 11. 30 受電電圧6kV、最大電力2000kWの〇〇化学(株)〇〇工場改築工事
H3. 12. 13~H4. 3. 31 受電電圧6kV、最大電力 900kWの〇〇商事(株)本社ビル新築工事
- b 昭和62年3月10日 第三種電気主任技術者免状取得。
左記の期間、電気主任技術者として、自社自家用電気工作物(受電電圧22kV 契約電力6500kW)全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用に関する保安の監督を行うとともに、自らも老朽化した受電設備の改修工事、照明器具・点滅器等の付替工事を行った。
- c 昭和53年4月10日 第三種電気主任技術者免状取得。
左記の期間、雇用者である〇〇ビル管理(株)と〇〇不動産(株)との間で結ばれた〇〇第一ビルの総合管理委託契約に基づき、保守管理課長として配属され、電気主任技術者として電気設備の工事、維持、運用の監督に当たった。(受電電圧6kV、契約電力500kW)
- d 平成元年12月27日 認定電気工事従事者認定証取得。(中部経済産業局第××××号)
左記の期間、当社自家用構内の低圧電気工事のみに従事。工事内容は、低圧屋内配線の分岐回路の増設、照明器具・コンセントの増設、低圧電動機への配線ば取付等。実施回数は約50件。
- e 昭和58年11月25日 高圧電気工事技術者試験合格。
左記の期間、主任技術者の指導監督のもとに、工場のレイアウト変更に伴う、照明器具、低圧電動機等の付替工事、展示場の展示物の定期的変更に伴う屋内配線工事、一般照明設備及び投光器等の付替工事などの自家用電気工事に従事した。実施回数は30回。
- f 左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとに、自社自家用電気工作物(受電電圧22kV、契約電力13,000kW)の受電設備及び負荷設備の改修工事約80件に作業者として従事した。
受電設備の工事内容は、契約電力の増加に伴うPT・CTの取替工事、経年劣化した高圧ケーブル、母線支持がいし、クリート等の取替工事、配電盤裏面の低圧配線改修工事等。
負荷設備の工事内容は、コンピュータ増設に伴う、幹線、分電盤、分岐回路の増設工事、照明器具の増設、エアコンの移設工事等。
- g 左記の期間、電気主任技術者の指導監督のもとで、受電用変圧器の増容量のための取替工事、柱上変圧器の増設工事、ベルトコンベアの移動に伴う低圧屋内配線工事、照明器具・分電盤等の取付け等の自家用電気工事に従事した。実施回数は25回。
- h また、同じ期間、当社所有の寮、社員住宅等の一般用電気工作物の分岐回路の増設、破損したコンセント、点滅器、照明器具等の取替え及び増設工事に従事した。実施回数は約50回。
(平成2年9月27日 第二種電気工事士免状取得 〇〇県第××××号)
- i また、左記の期間中、当社営業課が販売した家庭用電気機器(使用電圧100V)の納入時に、据付工事とそれに伴う分岐回路の移設工事、コンセント回路の延長工事、コンセントの増設工事等を行った。工事件数は約100件。(昭和62年10月28日 旧電気工事士免状取得 〇〇県第××××号)
- j 左記の期間、電気事業用電気工作物の新設、改修工事等に当社の電気主任技術者の監督のもとで作業者として従事し、主として高圧、低圧配電線の取付・付替工事や柱上変圧器・保安開閉器の取付・付替工事を行った。工事件数は約80件。

実務経験証明書①

ふりがな	ちゅうぶ たろう		生年月日	平成1年1月1日
氏名	中部 太郎			
現住所	〒420 - 8601 ○○市○○町1 - 2 - 3			(Tel 054 - 111 - 1111)
現在の勤務先の 名称及び 所在地	名称	○○電気工事株式会社○○支店 (Tel 054 - 222 - 2222)		
	所在地	〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1		
実務経験の期間及び内容				
所属部署 役職名	期 間	職 務 の 内 容 (該当する番号を選択し、その項目の該当箇所を○又は記載願います。)		
本社工務部 工事課主任	R3. 4. 1 ～ R6. 4. 1	1. 一般用電気工作物等に係る電気工事に従事した場合 第二種又は旧電気工事士免状 <○○○県第××××号(令和2年4月1日交付)> 主任電気工事士の監督の下、又は主任電気工事士として{自社(他社)}の一般用 電気工作物等の{新設・増設・改修}工事に従事した。 主に{コンセントの設置・照明器具取付・引込線の新設・点滅器の取付・屋 内外配線の敷設・その他()}等の工事を行った。 工事件数 30件 (1件あたりの平均従事期間 2～3 日・ヶ月)		
		2. 最大電力500kW以上の自家用電気工作物に係る電気工事に従事した場合 電気主任技術者の指導・監督の下作業員として、又は電気主任技術者として、最 大電力500kW以上の自家用電気工作物の{新設・増設・改修}工事に従事した。 主に{コンセントの設置・照明器具取付・引込線の新設・点滅器の取付・ 屋内外配線の敷設・その他()}等の工事を行った。 主な現場名 工場・ビル等 最大電力 kW 工事件数 件 (1件あたりの平均従事期間 日・ヶ月)		
		3. 最大電力500kW未満の自家用電気工作物に係る電気工事に従事した場合 認定電気工事従事者認定証 <経済産業局 号(年 月 日認定)> 電気主任技術者の指導・監督の下作業員として、又は電気主任技術者として、 {自社・他社}の電圧600V以下で使用し、最大電力500kW未満の自家用電気工作物の {新設・増設・改修}簡易電気工事に従事した。 主に{コンセントの設置・照明器具取付・引込線の新設・点滅器の取付・ 屋内外配線の敷設・その他()}等の工事を行った。 工事件数 件 (1件あたりの平均従事期間 日・ヶ月)		
通 算 期 間	3年0月			

上記のとおり、実務経験を有することを証明します。
令和6年5月1日

所 在 地 〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1

登録(届出)番号 ○○県知事・大臣・局長・保安監督部長(登録・届出 第△△△△号)

法 人 名 (法人以外の場合にあっては事業所名) ○○電気工事株式会社

代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) 代表取締役 電気 一郎 代表者印

職務の内容が1、3で他社の工事を行
う場合は登録電気事業者である
ことが必要なので必ず記入する
(建設業許可の番号ではない!)

法人の場合は代表者印を押印
(支店長名義などで証明する場合
には別途委任状が必要。)

実務経験証明書②

ふりがな	ちゅうぶ たろう		生年月日	昭和11年11月11日
氏 名	中部 太郎			
現 住 所	〒420 - 8601 ○○市○○町1 - 2 - 3 (Tel 054 - 111 - 1111)			
現在の勤務 先の名称及 び所在地	名 称	○○電気工事株式会社○○支店		
	所在地	〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1 (Tel 054 - 222 - 2222)		
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容				
所属部署及び 役 職 名	期 間	職 務 の 内 容		
本社工務部 工事課主任	S63. 4. 1 ～ H2. 3. 31	(例文をもとに作成した記述を記入) 昭和60年11月8日 第二種電気工事士免状取得。 (○○県第××××号) 左記の期間中、主任電気工事士の監督のもとで、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事に作業員として従事し、主に引込線の新設、幹線工事、分電盤設置工事、分岐回路の増設工事、照明器具・コンセントの設置工事等を行った。実施回数は180回。		
		左記の期間中、主任電気工事士として、一般用電気工作物の新設、増設、改修工事を指揮監督するとともに、自らも低圧屋内配線工事全般を実施した。実施回数は26件。		
		また、同じ期間、電気主任技術者の指導監督のもとに、最大電力500kW未満の自家用電気工作物の低圧屋内配線の分岐回路の増設、点滅器・照明器具の付替、コンセントの増設などの工事を実施した。(○○年●月●日認定電気工事従事者認定証取得) 実施回数は5件。		
		左記の期間中、上記と同様の一般用電気工事を約200件実施した他、最大電力500kW以上の自家用電気工事2件に従事した。 ※受電電圧6kV、最大電力1100kWの○○電機(株)○○工場増築工事 ※受電電圧6kV、最大電力700kWの○○商事(株)本社ビル新築工事		
		(平成7年2月9日 第一種電気工事士試験合格)		
○○支店 工事係長	H2. 4. 1 ～ H2. 8. 31 ↑ 自家用がある ため分けて記 述 ↓ H2. 9. 1 ～ H7. 5. 31			
平成2年9月以降の自家用電気工事は、500kW以上しかできない！				
通算期間	7年2月			
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 令和6年5月1日 所 在 地 〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1 登録(届出)番号 ○○○県知事・大臣・局長・保安監督部長 登録・届出 第△△△△号 法 人 名 (法人以外の場合にあっては事業所名) ○○電気工事株式会社 代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) 代表取締役 電気 一郎 代表者印				

登録電気工事業者であることが
必要なので必ず記入する
(建設業許可の番号ではない！)

法人の場合は代表者印を押印
(支店長名義などで証明する場合
には別途委任状が必要。)

実務経験証明書②

ふりがな	ちゅうぶ じろう	生年月日	平成1年1月1日
氏 名	中部 次郎		
現住所	〒420 - 8601 ○○市○○町1 - 2 - 3 (Tel 054 - 111 - 1111)		
現在の勤務先の名称及び所在地	名 称	○○化学工業株式会社○○工場	
	所在地	〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1 (Tel 054 - 222 - 2222)	
実 務 経 験 の 期 間 及 び 内 容			
所属部署及び役職名	期 間	職 務 の 内 容	
本社総務部 設備課 施設係長 受電電圧 6kV 契約電力 450kW ○○工場 総務部 保全課長 受電電圧 66kV 契約電力 12,000kW 第3種ではできない電圧！	S62. 4. 1 ～ H2. 3. 31 ←受電電圧及び契約電力を必ず記入する H2. 4. 1 ～ H5. 1. 31 平成2年9月1日以降の自家用電気工事は、500kW以上しかできない！	(例文をもとに作成した記述を記入) 昭和59年11月25日 高圧電気工事技術者試験合格。 昭和62年3月10日 第二種電気主任技術者免状取得。 左記の期間、主任技術者(設備課長)の指導監督のもとに、自社自家用電気工作物の受電設備及び負荷設備の改修工事、増設工事約30件に作業員として従事した。 受電設備の工事としては、キュービクル、高圧ケーブル等の取替工事、配電盤裏面の低圧配線改修工事等を行った。 負荷設備の工事としては、幹線、分電盤、分岐回路の増設工事や照明器具等の取替工事を行った。 左記の期間、電気主任技術者として、工場構内自家用電気工作物全般について、保安規定に基づき、工事、維持、運用の保安の監督を実施するとともに、自らも老朽化した受電設備の改修工事や低圧配線改修工事、分岐回路の増設工事、照明器具・点滅器の取替工事などを実施した。工事回数は84回。	
通算期間	5年10月		
上記のとおり、実務経験を有することを証明します。 令和6年5月1日 所 在 地 〒420 - 8601 ○○市○○町3 - 2 - 1 登録(届出)番号 <u>○○県知事・大臣・局長・保安監督部長登録・届出 第△△△△号</u> 法 人 名 (法人以外の場合にあっては事業所名) ○○電気工事株式会社 代表者氏名 (法人以外の場合にあっては任命権者等の氏名) 代表取締役 電気 一郎 代表者印			

法人の場合は代表者印を押印
 (支店長名義などで証明する場合には別途委任状が必要。)

委 任 状

令和 年 月 日

静岡県知事様

委任者
所在地

企業名
職・氏名

⑩

私は、_____を代理人と定め、
下記の事項を委任します。

記

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第3項の規定により、第一種
電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明す
ること。

記入例

委任状

令和 年 月 日

静岡県知事様

委任者
所在地

企業名 □□株式会社
職・氏名 代表取締役社長 静岡 太郎

代表
者印

私は、静岡支店長 電気 次郎 を代理人と定め、
下記の事項を委任します。

記

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第3項の規定により、第一種
電気工事士免状の交付を受けるために必要な実務経験を有することを証明す
ること。